電子政府関連事業（行政効率化関係）の概要

別添 ①

● 行政分野へのICT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務・制度の見直しにより、行政の合理化・効率化を図る。

根拠法令・政府決定等

- 法　　令 ： 総務省設置法、IT基本法、行政手続オンライン化法
- 政府決定等 ： 成長戦略（基本方針）、新たな情報通信戦略、新たな情報通信技術戦略工程表、電子行政推進の基本方針等

主な実施施策

政府全体で共用する行政情報システムの一元的な管理・運営（H23執行額ベース：約39億円）

- 政府認証基盤（GPKI）の管理・運営（約15億円）
- 職員等利用者共通認証基盤（GIMA）の管理・運営（約3億円）
- 文書管理システムの管理・運営（約7億円）
- 共同利用システム基盤の管理・運営（約11億円）
- 法令検索等システム（約1.5億円）

（上記の5システムは、各府省が個別に開発・運営しているシステムを統合・集約化したもの）

※ 政府共通プラットフォーム（約1億円）

今後の更なる取組<次頁参照>

政府情報システムの統合・集約化を図る「政府共通プラットフォーム」の構築を図る。

政府共通プラットフォームの概要

- 「新たな情報通信技術戦略」（H22.5.11高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（本部長：内閣総理大臣）決定）に基づき、クラウドコンピューティング技術を活用した「政府共通プラットフォーム」（以下「政府共通ＰＦ」という。）を整備。現在各府省が別々に整備・運用している政府情報システムを可能なものから順次これに統合・集約化し、政府情報システム全体の運用コストの削減等を図る。
- 平成24年度中の運用開始を目指し、設計・構築作業を実施中。

【政府共通ＰＦ整備前】
各政府情報システムを別々に整備・運用管理

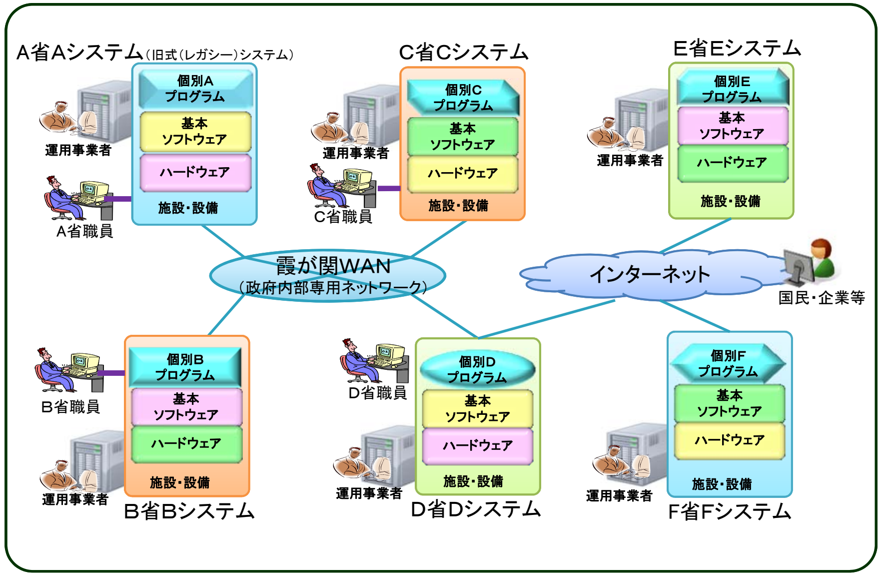

【政府共通ＰＦ整備後】
政府共通ＰＦにより、各政府情報システムを統合・集約化

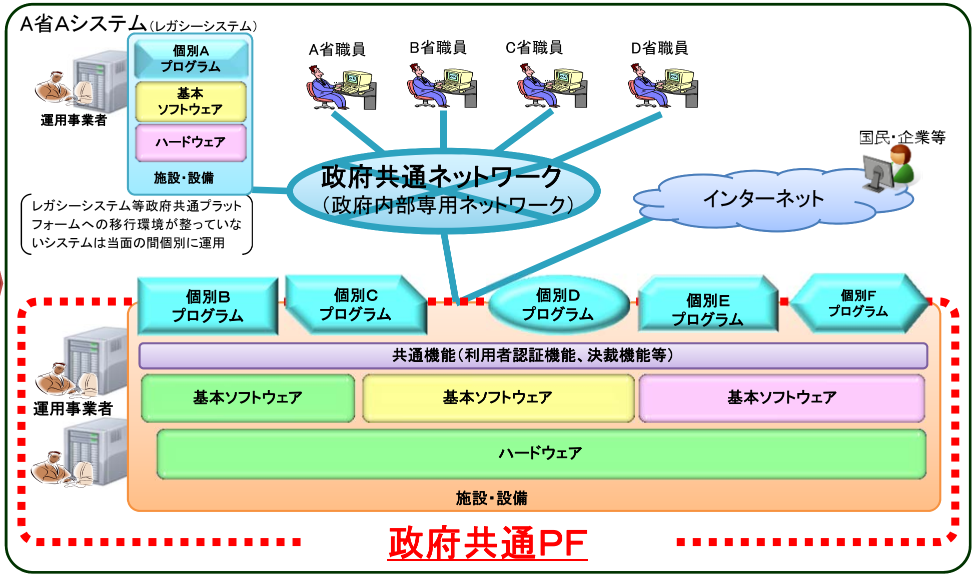

＜政府共通ＰＦによる主な効果＞

- ハードウェア、通信ネットワーク等の共用
  ⇒ 仮想化技術の活用等によるサーバマシン等ハードウェアの台数削減、通信ネットワークの多重敷設の削減
- ＯＳ・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化
  ⇒ システム動作環境の標準化、ライセンス一括購入等による経費削減
- 運用管理の一元化
  ⇒ 運用管理業務負担の軽減、外部委託システム運用要員の削減、情報セキュリティ対策の底上げ
- 共通的な機能の統一化
  ⇒ システム開発経費削減、共通的業務フローによる業務の標準化　　　　　等

政府共通ＰＦの整備の進め方

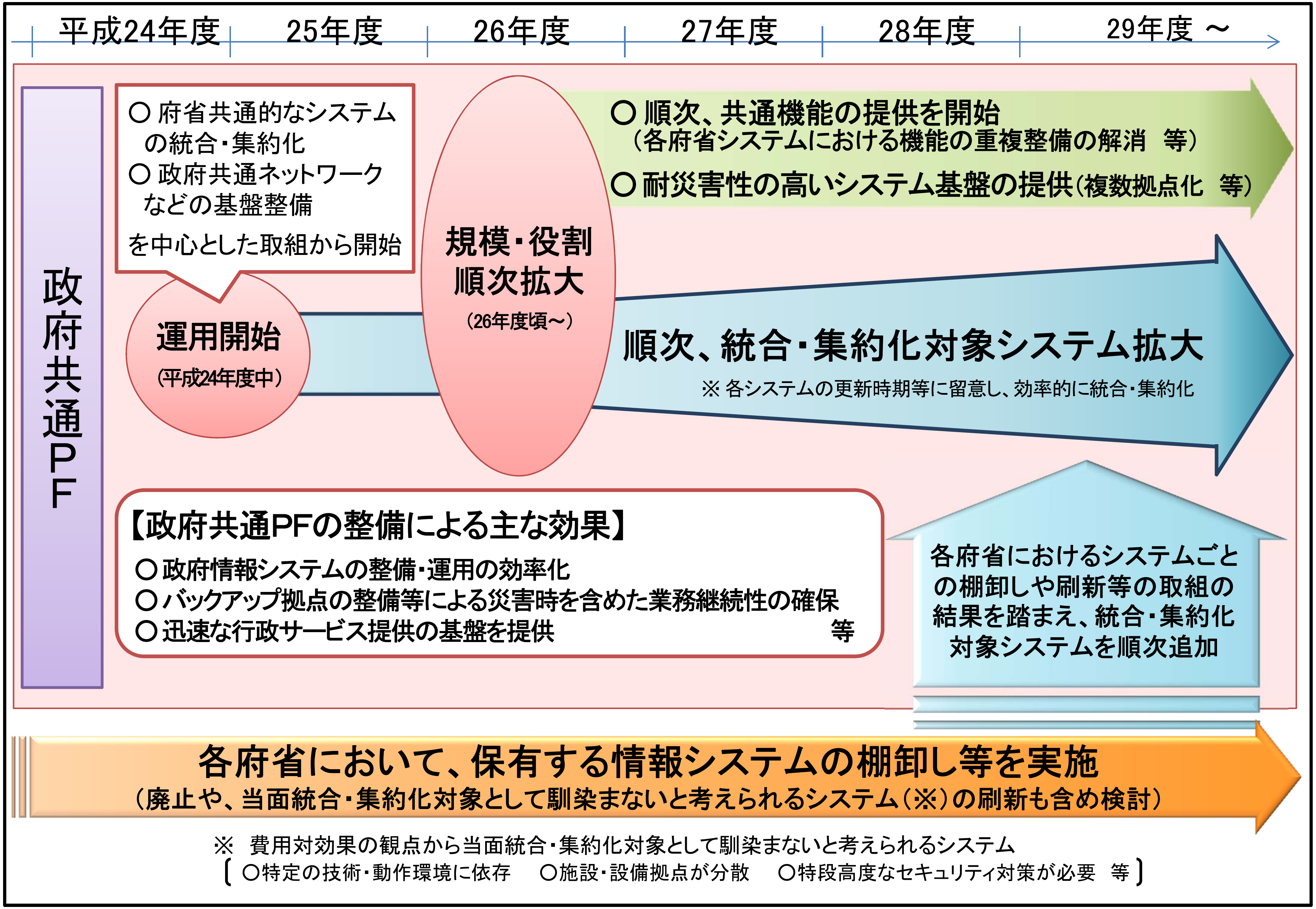

新たな情報通信技術戦略（政府共通ＰＦ関係部分抜粋）

◆ 新たな情報通信技術戦略（抜粋）

（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

Ⅲ．分野別戦略

１．国民本位の電子行政の実現

(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化

【具体的取組】

ｖ）政府の情報システムの統合・集約化

政府情報システムについて、徹底した業務改革をした上で、費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新を進める。この一環として、クラウドコンピューティング技術を活用した「政府共通プラットフォーム」により、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化を進める。また、共通システム開発・運用における行政機関横断の体制を構築する。【内閣官房、総務省等】

◆新たな情報通信技術戦略　工程表（抜粋）

（平成22年6月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。平成23年8月3日改訂）

１．(1) v）政府の情報システムの統合・集約化

【今後の取組】

短期（2011 年度）

○　システムの設計を実施。また、政府共通プラットフォームへの移行を検討し、同プラットフォームの整備計画を策定。

総務省：2011 年度からシステムの設計。

総務省・各府省：政府共通プラットフォームへの移行を検討し、同プラットフォームの整備計画を策定。

中期（2012 年度、2013 年度）

○政府共通プラットフォームの設計・構築・運用を行うとともに、同プラットフォームの整備計画に基づき、段階的な統合・集約化を推進。

総務省、各府省：2012 年度中に政府共通プラットフォームの運用を開始、同プラットフォームの整備計画に基づき、段階的に統合・集約化。

長期（2014 年度～2020 年度）

○政府共通プラットフォームの運用を行うとともに、同プラットフォームの整備計画に基づき、段階的な統合・集約化を推進。

総務省・各府省：引き続き、同プラットフォームの整備計画に基づき、段階的に統合・集約化。

電子政府推進に関する基本方針（政府共通ＰＦ関係部分抜粋）

◆電子行政推進に関する基本方針（抜粋）

（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

第4 重要施策の推進

1．政府におけるITガバナンスの確立・強化

（1）IT投資管理の確立・強化

各府省の情報システムの統合・集約基盤として整備予定の政府共通プラットフォームは、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上等を図るものであり、政府のITガバナンスを支える重要な基盤である。また、バックアップ拠点の整備等を行うことにより、政府共通プラットフォームは、災害時における政府の業務継続性を確保する基盤として活用することも検討していく必要がある。このため、政府においてその積極的な活用を図るため、別紙整備方針に基づき実現に向けた取組を重点的に行う。

（別紙） 政府共通プラットフォームの整備方針

政府共通プラットフォームの整備に当たっては、確実な成果を上げながら、戦略的かつ着実に取組を進める観点から、以下のような事項に留意しつつ取組を進めていくこととし、具体的には、同プラットフォームの主要機能、統合・集約化対象システム、効果、整備スケジュール等を内容とした「政府共通プラットフォーム整備計画」を速やかに策定することとする。

1 対象システムの考え方

政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府のITガバナンスを確立・強化する観点から、原則として、すべての政府情報システムを対象に統合・集約化を図ることとする。

なお、特定の技術・動作環境に依存したり、特段の高度な情報セキュリティ対策が求められるなど当面統合・集約化に馴染まないと考えられるものについても、将来的な統合・集約化に向け、段階的に標準化・共通化を図るなど必要な検討を継続的に行うこととする。

2 情報資産の棚卸し、不要な情報システムの廃止

統合・集約に当たっては、その前提として、各府省において、現に保有する情報資産をすべて洗い出し、棚卸しするとともに、利用状況等システム整備による効果を十分検証の上、費用対効果の観点から維持・整備の必要性が乏しいシステムについては廃止することとする。

3 標準化・共通化

政府のITガバナンスの確立・強化に資する共通基盤システムとして整備する観点から、業務・システムの標準化・共通化を図りながら、統合・集約を進めていくこととする。

その際、システム全体としての相互運用性（インターオペラビリティ）確保の観点や、調達の競争性確保の観点から、極力、マルチベンダ対応可能な標準的な仕様を採用することとする。

4 業務継続性の確保

政府情報システムの統合・集約化の基盤システムとして、システム停止の影響がより広範囲に及ぶこととなる政府共通プラットフォームの重要性にかんがみ、自然災害等によるシステム停止の影響を極小化するため、コストの抑制を最大限図りつつ、複数拠点における運用を含めた適切なバックアップ対策を実施することとする。

5 整備の進め方

確実な成果を上げつつ着実に取組を進める観点から、各システムの更改時期等を勘案の上、可能なものから順次統合・集約対象システムを拡大するなど、段階的に整備を進めることとする。

◆政府情報システム刷新有識者会議の設置について

平成24年3月9日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
行政改革実行本部長決定

1　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定及び行政改革実行本部の設置について（平成24年1月31日閣議決定）第4項の規定に基づき、いわゆる旧式（レガシー）システムの刷新をはじめとする政府情報システムの統廃合・集約化等の改善・刷新及び政府CIO制度等について検討 を行うため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び行政改革実行本部に、政府情報システム刷新有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議の構成員は、内閣総理大臣が委嘱する。また、特定の課題を検討するため必要があるときは、臨時構成員を委嘱することができる。

3　会議に座長を置き、座長は、構成員の互選による。

4　会議は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5　会議は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

6　会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。

7　前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

別添②

活動指標及び活動実績（アウトプット）（システム別）

システム名	活動指標名	単位	活動実績				今後の活動見込み
			21年度	22年度	23年度	24年度見込み	
政府認証基盤（GPKI）	電子申請等に伴い確認される電子証明書の件数	件	17,323,696	22,097,758	24,142,717	26,376,920	e-Govにおける電子申請等の件数の増加に伴い、電子証明書の確認件数も増加する見込み
文書管理システム	行政文書ファイル登録件数	件	1,818,275	8,935,031	11,375,388	22,160,099	24年度12機関が参画予定であり、当該機関が保有している行政文書ファイルが追加登録される見込み
職員等利用者共通認証基盤（GIMA）	認証要求の処理件数	件	1,477,937	5,396,127	7,753,414	9,160,000	毎年度、連携計画に基づき、各府省の連携予定システムと連携を実施することに伴い、認証処理件数も増加する見込み
共同利用システム基盤							

（注） 共同利用システム基盤は、システムを統合・集約化するための基盤であり、定量的な活動指標の設定にはなじまない。

単位あたりコスト（平成23年度　システム別）

（単位：件、人、円）

システム名（活動指標名）	活動実績(a)	執行額(b)	単位あたりコスト(b/a)
政府認証基盤（GPKI）（電子申請等に伴い確認される電子証明書の件数）	24,142,717	1,463,684,471	60.6
文書管理システム（行政文書ファイル登録件数）	11,375,388	730,721,000	64.2
職員等利用者共通認証基盤（GIMA）（認証要求の処理件数）	7,753,414	329,273,885	42.5
共同利用システム基盤			

（注） 共同利用システム基盤は、システムを統合・集約化するための基盤であり、単位あたりコストの算出にはなじまない。